

## 認知症基本法の成立にあたって私の決意表明

- 1 基本法第一条(目的)に記載されている、認知症の人を含めて国民一人一人がその個性と能力を充分発揮し、相互に人格と個性を支え合う、共生社会を作るため認知症施策を作成するにあたり、国および地方公共団体の認知症施策作成委員会に本人委員として積極的に立候補して、委員に委嘱されたら、全力を注いで、認知症施策作成に関わることを誓います。
- 2 基本法第三条(基本理念)二 国民が共生社会の実現する推進するために認知症に関する正しい認知症の人に関する正しい理解を深めることができるように、関係機関と協力して、条文が絵に描いたようもちにならないよう尽力します。具体的には、依頼されたら、認知症の講演会を健康の許す範囲で引き受け、認知症の正しい理解の普及に努めます。
- 3 住んでいる地域の認知症施策が進むように関係する機関と協力して、住んでいる地域の認知症の人が住みやすい街になるように、努力します。

## 認知症の人が住みやすい社会とは

- 1 記憶しづらいことを理解して、記憶できなくとも責めないこと。
- 2 物事を忘れても良いとすること。例えば、親しい人にあなたは誰ですかと聞いても、「あなたが私たちのことを忘れても、私たちがあなたのことを覚えているから大丈夫」と安心させること。
- 3 同じ、質問をしても責めないこと。何度でも同じ回答でいいから丁寧に答えること。
- 4 自分自身のことが分からなくなっても、私たちが覚えているから大丈夫と安心させること。
- 5 物事を、いそがせないこと。自分のペースですることを許す。
- 6 認知症当事者に活躍の場、役割を与えること。
- 7 効率第一主義でなく、無駄もあっていいという、余裕のある社会。スローライフの社会。
- 8 勘違い、失敗に寛容な社会。

**まとめ** これだけで、認知症の人は安心して暮らせます。

- ・物忘れに寛容な社会になれば、認知症の人だけでなく、みんなにとって暮らしやすい社会になると思います。
- ・ひとりひとりが、今できることから始めてより良い社会を作りましょう。
- ・なにも考えない、行動に移さないことが一番いけない、勇気を持って行動しましょう。
- ・記憶しづらいことを理解してもらい、記憶できないことを責めない共生社会を作りましょう